



令和3年度一時預かり保育（ベビーシッター）利用料金の助成のご案内



日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、本事業の参画事業者として東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用した際に、その利用料を一部補助します。

1. 対象児童

北区にお住まいの0～5歳児クラスのお子さん

2. 利用上限

お子さん1人あたり年144時間

（多胎児の場合：お子さん1人あたり年288時間）

3. 補助内容

お子さん1人あたり、2,500円（1時間あたり）上限

夜間（22時～翌7時）利用の場合は、3,500円（1時間あたり）上限

※ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが補助対象となります。（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、サービス提供に付随する料金は対象外となります。）

※基本保育料について、他の助成制度や福利厚生制度を利用し、既に負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料が助成対象となります。

4. ご利用の流れ

- ① 東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧から事業者を選び、事業者と直接利用の契約を行います。その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。
- ② ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払います。また、事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けてください。証明書は、補助金を申請する際に必要となります。
- ③ 必要書類をそろえ、区に補助金を申請します。

5. 補助金の申請方法及び交付手続きについて

〈申請時の必要書類〉

- ① 東京都北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 保育料を支払ったことを証明する書類（認定事業者が発行した領収書及びベビーシッターを利用した日付や時間、金額内訳が明記されているもの）
- ③ 東京都北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第4号様式）
- ④ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書（東京都指定様式）
- ⑤ 利用内訳表（別紙様式）
- ⑥ 【該当者のみ】クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことがわかるものの写し

※申請書様式は、北区公式ホームページからダウンロードできます。（①、③、⑤）

※④のベビーシッター要件証明書は、ベビーシッター事業者が発行します。

〈令和3年度申請及び交付時期〉

交付回	利用時期	申請書類提出期限	交付時期
第1回	令和3年4月～6月	令和3年7月15日まで	8月下旬
第2回	令和3年7月～9月	令和3年10月15日まで	11月下旬
第3回	令和3年10月～12月	令和4年1月14日まで	2月下旬
第4回	令和4年1月～3月	令和4年4月15日まで	5月下旬

☆上記、申請時の必要書類を提出期限までに下記申請先に提出をお願いします。

（郵送または窓口持参）

6. その他注意事項

- ・お子さん1人に対して、ベビーシッター1人が必要となります。
- ・ベビーシッター事業者から提供されるサービスは、お子さんの保育に限ります。家事援助、兄弟姉妹の送迎等の付随サービスは含まれません。
- ・事業者と契約する際は、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご参照ください。

【問い合わせ及び申請先】

北区教育委員会事務局子ども未来部保育課私立保育園係（第1庁舎2階2番）

住所：〒114-8508 北区王子本町1-15-22

電話：03-3908-1333

